	質問内容	回答
1	海外在住の方が府内企業に就職した場合も含まれるのか。	本事業は日本に在住している外国人留学生等を対象としています。 海外在住の外国人材が府内企業に就職した場合も委託業務の対象とし て差し支えありませんが、その場合も、どのようにアプローチしてど のようにマッチングを図るのか、具体的な手法を提案書において示し てください。 但し、海外在住の外国人材に対する支援を主として取り組むことは本 事業の趣旨から外れますので、ご留意ください。
2	在留資格変更費用の実費請求は可能か。	出入国在留管理庁へ納付する在留資格変更許可手数料は委託料の対象ではありません。 但し、採用決定後フォローアップ(仕様書4ページ「6 (2)③」) の取組みとして、在留資格変更許可申請に必要な書類を用意するため に、企業や大学等と連絡調整した場合、実費相当分(通信費、交通費 等を想定)を委託料として請求することは可能です。
3	仕様書5ページ「6 (2) ⑤留学生等の府内企業への就業促進にあたってのニーズ・課題の把握、報告書の作成」に関し、現状や課題を把握するためのアンケートは幾つの企業、何名の留学生から集めることを想定しているのか。	把握したニーズや課題を施策に活かすことを想定しているため、例えば、登録時にアンケートを行うなどして、多くのサンプルを集めることを想定しています。 なお、具体的な手法等については最優秀提案者(=委託先候補者)と 協議を行う予定です。
4	仕様書5ページ「6(2)④成功事例集の作成」に関し、事例のホームページの掲載時期を聞きたい。 事例は、年度内に不定期に(随時)掲載するのか。もしくは年度末にすべての事例を一気に掲載するのか。	令和5年度末にすべての事例を一度に掲載することを想定していま す。
5	仕様書5ページ「6(2)④成功事例集の作成」に関し、留学生等に 内定を出す時点で、成功事例の対象企業になると認識してよいか。	そのとおりです。但し、取材先の決定にあたっては、大阪府との事前 の調整をお願いしています。
6	公募要領4ページ「4(2)ー2応募書類に係る添付書類」に関し、 共同企業体での参加の場合、構成員ごとに大阪府の競争参加資格は必 要か。	本企画提案公募の応募にあたって、大阪府入札参加資格を有している ことは要件としていません。
7	仕様書2ページ「6(1)実施スケジュール及び運営体制」に関し、 府内に設置する運営拠点は登記している必要があるのか。	業務を履行いただくための拠点ですので、登記は必要としていませ ん。